

15 封建的農民家族における夫妻関係—家族関係の研究のために

熊本県立牛深高校 石原 通子

熊本県菊池郡合志村大字豊岡字原口の宗門改帳にあらわれた家族については、すでに「封建的家族について」（九州家政学会誌，第4号，40—51頁）および「封建的農民家族における相続」（同上，第5号，79—95頁）を，発表した。封建農民の家族は家族形態としては小家族で家族構成も複雑ではないが，相続の面からみると，必ずしもすべてが長男相続ではなくて，明治民法における長男相続とちがっていることをあきらかにした。

ここではさらに家族関係の一考察として，宗門改帳にあらわれた夫妻組数，結婚年齢，家族制限などの夫妻関係についてのべる。

(1) 全戸数の約 65% は 1 組の夫妻と未婚の子供および寡父寡母などのいる家族であるが，さらに 1 組の夫妻と未婚の子供だけの家族は全戸数の約 40% にあたる。一夫多妻制はみられないで，近代的な家族形態といえるものが封建農民に存在していた。

(2) 平均した結婚年齢は女子 20 歳，男子 27 歳で，昭和民法で規定された男 18 歳，女 16 歳にくらべてみても，決して早婚とはいえない。

(3) 子供の出生間隔についてみると，第 2 子は第 1 子から 2 年目の出生が最も多く，家族制限があらわれているとみられる。